

水俣病の要観察制度

前向きで検討

療養・交通費は県で負担

伊藤県衛生部長は、三十日の県議会公害対策特別委員会（矢野幸雄委員長）で、「水俣病の要観察制度については、前向きで検討したい」と述べた。

これは水俣病の疑いのある患者に対し、必要な検査を行ない、その間、患者の療養費や交通費はすべて県で負担していくという制度。すでに新潟県ではこの制度が設けられている。

このため新潟県との比較で、これまで県議会でも強く要望されてきたが、県はこれに難色を示していた。しかしこの日の委員会では社会党委員からの強い要望に対し井公害課長は「療養費を負担して、現行法のもとでは認定後、補償金の中から差し引かれている。このため法の改正が先決だ」と答えたが、伊藤衛生部長は「実現の方向で検討したい」と述べ、前向きな姿勢を示した。